

## 社会福祉法人香寿会「さらの杜」指定訪問介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人香寿会が開設する「さらの杜」指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び予防訪問介護事業（以下「訪問介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び自立を促す援助を行う。

2 訪問介護等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 訪問介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人香寿会「さらの杜」指定訪問介護事業所

(2) 所在地 茨城県取手市下高井2148番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 2級ホームヘルパー以上 3名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名（兼務）

必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 午前8時から午後10時迄とする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。

- (1) 身体介護が中心である場合
- (2) 生活援助が中心である場合
- (3) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
- (4) 予防訪問介護の場合

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、片道おおむね2km未満 660円、230m増すごとに80円増額する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記入押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、取手市、守谷市、つくばみらい市(旧伊奈町区域)とする。

(その他の運営についての留意事項)

第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 : 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 : 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従

業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付 則)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
- 5 この規定は、平成24年8月1日から施行する。
- 6 この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 7 この規定は、令和6年4月1日から施行する。